- ① 最近のトピック(各省報道発表資料等)
- ② 前回参加いただいた皆さんのご感想
- ③ 事前にいただいた問題意識等共有
- 4 2024年問題の背景
- ⑤ トラック G メンとは
- 7 違反原因行為とは
- 8 トラックGメンによる荷主対策の強化 (働きかけ、要請、勧告・公表)
- 9 トラックGメンによるプッシュ型情報収集
- 10 標準的な運賃
- ⑪ 原価計算について
- 12 参考資料紹介

ダイオーロジスティクス株式会社に対する勧告について



令和6年2月21日

公正取引委員会は、ダイオーロジスティクス株式会社(以下「ダイオーロジスティクス」という。)に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第1項第6号(購入・利用強制の禁止)の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

法人番号	3500001014359
名 称	ダイオーロジスティクス株式会社
本店所在地	愛媛県四国中央市中之庄町1695番
代表者	代表取締役 竹内 正人
事業の概要	一般貨物自動車運送、貨物利用運送
資 本 金	3000万円

違反事実の概要(抜粋)

ダイオーロジスティクスは、大王製紙グループから請け 負う貨物の運送等が売上額のほとんど全てを占めてい るが、同グループ以外からの貨物の運送等を請け負う 「外部販売取引」による売り上げ拡大を目的として、 下請事業者に対し、目標金額を定め、下請事業者 が同グループ以外の荷主から請け負った貨物の運送 を自社に委託させていた。(上記により、ダイオーロジ スティクスは約7千万の支払いを受けていた。)

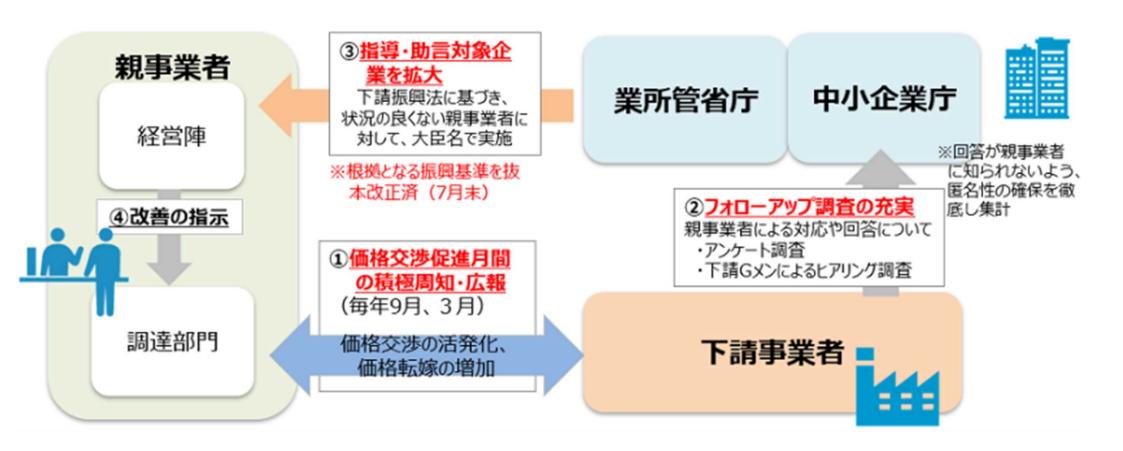
勧告の概要(抜粋)

- (1) 違反行為の認識と再犯防止について取締役会で決議。
- (2) 自社役員、従業員に対する下請法研修など社内体制の整備に必要な措置実施。
- (3) (1)、(2)について自社役員、従業員に周知
- (4) (1)、(2)について取引先下請事業者に通知
- (5) (1)~(4)までについて取った措置を公正取引委員会に報告。

3月は価格交渉促進月間です。



エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。この「月間」おいて、価格交渉・価格転嫁を促進するため、広報や講習会、業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、多数の中小企業に対して、主な取引先との価格交渉・価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業界ごとの結果、順位付け等の結果をとりまとめるとともに、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。



「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示事案」に関する答申について 国土交通省

令和6年2月29日

運輸審議会※は令和6年1月10月に国土交通大臣から諮問された本事案について、標準的な運賃として定めることが 適当である旨答申しました。

※国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否 について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

「標準的な運賃」見直しのポイント

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、 燃料サーチャージも120円を基準価格に設定

< 荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、 荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算

1,760円 待機時間料 積込料·取卸料 2,100円

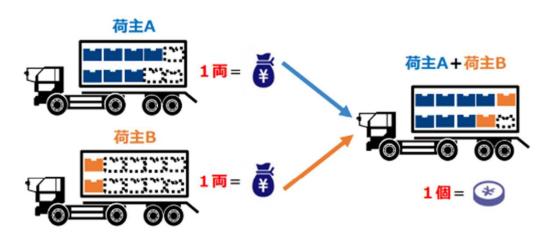
荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割 を加算

運輸審議会の議事概要、配布資料、公聴会の状況等は、運輸 審議会HPにてご覧になれます。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/ unyu00 sq 000021.html

<「個建運賃」の設定等>

共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定



リードタイムが短い運送の際の「速達割増」(逆にリードタイムを長く設定 した場合の割引) や、有料道路を利用しないことによるドライバーの 運転の長時間化を考慮した割増を設定

<その他>

現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等 5 車種の特殊車両割増を追加

補助金の交付事務を行う事業者(執行団体)の公募



国土交通省では、以下の補助事業について、交付事務を行う事業者(執行団体)の公募を開始しました。

※補助金交付申請の公募ではありません。

○物流施設におけるDX推進実証事業

○物流脱炭素化促進事業

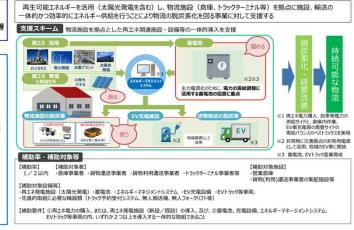
○モーダルシフト加速化緊急対策事業

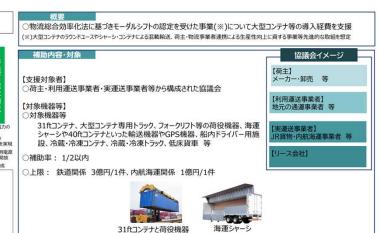
公募受付〆切:令和6年3月15日(金)17時迄(必着)

公募受付〆切:令和6年3月15日(金)17時迄

公募受付〆切:令和6年3月15日(金)17時迄







○再配達率半減に向けた緊急対策事業

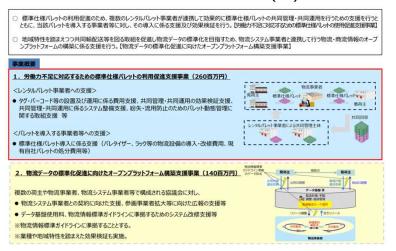
公募受付〆切:令和6年3月15日(金)17時迄



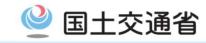
○物流標準化促進事業

(物流データの標準化促進に向けた オープンプラットフォーム構築支援事業) (労働力不足に対応するための標準仕様パレットの利用促進支援事業)

公募受付〆切:令和6年3月15日(金)17時迄



(補助金交付申請の公募) 商用車の電動化促進事業



令和6年3月8日

本補助事業について、交付事務を行う事業者(執行団体)である一般財団法人環境優良車普及機構が、補助金の交付申請の公募を開始しました。 公募受付期間: 今和6年3月8日(金)~公募締切: 今和7年1月31日(金)

商用車の電動化促進事業(経済産業省、国土交通省連携事業)

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標(2013年度比46%減)の達成に向け、商用車の電動化(BEV、PHEV、FCV等)は必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車(トラック・タクシー・バス)の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車(トラック・タクシー・バス)の電動化(BEV、PHEV、FCV等※)のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間での国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下:新車販売の電動車割合20~30%、8トン超:電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省工ネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中 長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業 者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び 充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド車、FCV:燃料電池自動車

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(補助率:2/3、1/4等)

■補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

【トラック】補助率:標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例





EVトラック/バン

FCVトフック

【タクシー】補助率:車両本体価格の1/4 等

補助対象 車両の例







EVタクシー

PHEVタクシー

FCVタクシー

【バス】 補助率:標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象 車両の例





EVバス

FCVバス

【充電設備】補助率:1/2 等

補助対象設備の例



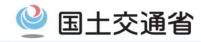
※本事業において、上述の車両と 一体的に導入するものに限る

充電設備

お問合せ先: 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話:03-5521-8301



コネクトパーキング宮島整備事業計画検討会を開催



令和5年3月の第1回検討会に続き、令和6年2月20日(火)に第2回を開催。今回は「施設機能」、「駐車マス数」に ついて議論をおこなった。今後も必要に応じ議論が行われる予定。

- ・物流業界の「2024年問題」に対応するため、働き方改革に向けた取組みを速やかに実施する必要がある。
- ・令和4年3月の実験結果を踏まえ、本格的な中継拠点となる「コネクトパーキング宮島」を整備することで、ドライバーの労働環境 の改善を推進する。
 - ■コネクトパーキング宮島整備計画の概要

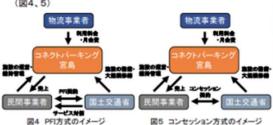
1. 事業概要



8 8 -野事業(3072) (待様スペース,情報提供機能) 算

図3 整備イメージ

·管理運営方法は、PFI・コンセッション(公共施設等運営権)制度等 の活用も念頭に入れ、効率的・効果的な管理・運営を検討予定。



トイレ



参考達の駅西条の人士の洒蔵 図6 施設イメージ

2. 課題

①働き方改革・2024年問題※への対応

労働時間の上限規制を遵守しながら現在と同水準の 物流を確保するための施策として、一つの行程を複数 人で分担する「中継輸送」が期待されている。(図7)

※2024年問題とは、働き方改革製建法によって2024年4月1日以降 自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に 制限されることによって発生する問題の総称のこと

②中継輸送拠点の不足

- ・現在、国内で幅広い主体が利用可能な中継輸送 拠点は静岡県のコネクトエリア浜松のみ。(図8)
- ・中継輸送の普及には、更なる拠点の整備が必要

3高まる中継輸送のニーズ

・現在、泊つきの長距離運行は関東~九州など のルートで多く、そのうち中継地がある場合は 約4割が広島を中継地している。(図9、10)



図9 現在の泊つき運行の代表的区間

図10 現在の中継状況・中継位置

THE COLUMN THE COLUMN TWO

図7 中継輸送の方式

3. 整備効果

効果1 トラックドライバーの労働環境の改善

・中継輸送の活用によって、運行時間の短縮や、 日帰りできる乗務が増加することで、労働環境 の改善や新たな人手の確保が期待される。

効果2 中継輸送ニーズへの対応

ニーズの高い広島県内かつ高速道路直近であ る当該箇所に中継拠点を整備することで、九州 ~関東や九州~関西の輸送で中継輸送が実施 しやすくなる。



図11 九州~関西の中継イメージ

議論①施設機能

休憩[待機スペース]、自販機、ト イレ、道路情報提供、中継作業 スペース

(出席委員より「防災機能」として の設備も必要等発言あり。)

機能	コネクト パーキング 宮島	備考
宿泊		周辺施設と連携
仮眠	Δ	
休憩	0	コネクトエリア浜松に設置
食堂		周辺施設と連携
売店		周辺施設と連携
自販機	0	コネクトエリア浜松に設置
トイレ	0	道路施設として設置
宿泊を伴わない 入浴/シャワー	Δ	
コインランドリー	Δ	
道路情報提供	0	道路施設として設置
事務室	Δ	
燃料給油		周辺施設と連携
洗車場	Δ	
中継作業スペース	0	中継輸送施設として設置
診療		周辺施設と連携

議論②駐車マス数

整備計画で示した30台として、利 用形態等のニーズ調査を今後実 施。

「農林水産省物流対策本部」、「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について 農林水産省

農林水産省は、令和5年12月27日(水曜日)に、農林水産省の各品目・業界担当部署が参画する「農林水産省物流対策本部」(本部長:農林水産大臣)を設置のうえ第1回会合を開催したほか、同日に「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局に設置しました。

1. 「農林水産省物流対策本部」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課 担当者:中村、川村 代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤルイン:03-3502-5744

①対策本部メンバー

本部長 坂本農林水産大臣 副本部長 武村農林水産副大臣 本部メンバー 高橋農林水産政務官 他

②検討内容

全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るための支援策等方策検討

③第1回会合議事概要(令和5年12月27日(水)開催)

農林水産省HPにて公開中: https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html

2. 「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室 担当者:山田、菊地 代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤルイン:03-3502-5744

令和5年12月27日(水)に、物流上の課題や不安を抱えている事業者等の皆様からの相談を受け付ける「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局等に設置しました。皆様から状況をお伺いし、必要な場合には当省関係部局の職員等の現地派遣を行って、対応方策の御提案等をいたしますので、お気軽に御相談ください。

機関名	担当部課	電話番号(直通)	メールアドレス
農林水産省	大臣官房新事業·食品産業部食品流通課	03-6744-2379	butsuryu_sodan@maff.go.jp
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	butsuryu_sodan_hokkaido@maff.go.jp
東北農政局	経営・事業支援部食品企業課	022-221-6146	butsuryu_sodan_tohoku@maff.go.jp
関東農政局	経営・事業支援部食品企業課	048-740-0145	butsuryu_sodan_kanto@maff.go.jp
北陸農政局	経営・事業支援部食品企業課	076-232-4149	butsuryu_sodan_hokuriku@maff.go.jp
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課	052-746-6430	butsuryu_sodan_tokai@maff.go.jp
近畿農政局	経営・事業支援部食品企業課	075-414-9024	butsuryu_sodan_kinki@maff.go.jp
中国四国農政局	経営・事業支援部食品企業課	086-222-1358	butsuryu_soudan_chushi@maff.go.jp
九州農政局	経営·事業支援部食品企業課	096-211-9371	butsuryu_sodan_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	098-866-1673	butsuryu_sodan_oki.k6h@ogb.cao.go.jp

(相談内容の例) ・「物流2024年問題」は知っているが、具体的にどのような影響があるのか分からず、不安。 ・パレット化、モーダルシフト、中継輸送など物流改善に活用できる補助事業を知りたい。

・物流確保に向けた検討を始めたいが、現状を踏まえ、具体的にどのような対策が考えられるのか、助言が欲しい。・他の地域、事業者の取組状況を知りたい。 など。

